

(1) 関係条例の一部改正について

資料

ア 個人情報保護条例の一部改正について（総務課）

・主な改正内容（追加する規定の概要）

①定義	・ 特定個人情報 個人情報であって、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するもの ・ 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報
②特定個人情報の収集等の制限	番号法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。
③特定個人情報の利用の制限	利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。 ただし、生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合で、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは目的外利用できる。（本人または第三者の不利益となる場合を除く。）
④特定個人情報の提供の制限	番号法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。
⑤情報提供等記録の提供先等への通知	情報提供等記録を訂正した場合、必要があると認めるときは総務大臣、番号法第19条第7号に規定する情報照会者・提供者にその内容を通知する。
⑥-1 利用停止の請求	開示を受けた自己の個人情報が、番号法及び本条例の規定に違反して取得、利用、保管記録、提供されているときは利用停止を請求することができる。
⑥-2 利用停止請求の方法	利用停止請求を行うものは、必要事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。
⑥-3 利用停止の義務	利用停止請求があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で当該個人情報の利用を停止しなければならない。ただし、当該個人情報の利用の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、この限りでない。
⑥-4 利用停止請求に対する決定、通知等	利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して14日以内に利用停止請求に係る個人情報の利用を停止するかどうかを決定し、書面により通知しなければならない。やむを得ない理由により期間内に決定できないときは利用停止請求があった日の翌日から起算して60日を限度として決定期間を延長ことができ、請求者に延長決定の理由を書面で通知しなければならない。（60日以内に行われなるときは拒否する決定があったものとみなすことができる。）

⑦不服申立て等	開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。 ※利用停止請求を追加
---------	--

イ 情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について（総務課）

- ・審査会所掌事務の追加

番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価書に記載される特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項を、審査会の所掌事務に追加する。

ウ 手数料条例の一部改正について（市民課）

- ・通知カード、個人番号カードの再交付手数料の設定
- ・住民基本台帳カードの交付手数料の廃止

事 務	手数料額	施行日
通知カードの再交付（追加）	1件につき 500円	平成27年10月5日
個人番号カードの再交付（追加）	1件につき 800円※	平成28年 1月1日
住民基本台帳カードの交付（削除）	1件につき 500円	平成28年 1月1日

※電子証明書の再発行手数料200円を含めた窓口負担額は1,000円となるが、電子証明書の再発行手数料は地方公共団体情報システム機構が定め、機構からの委託に基づき市区町村が徴収するため条例に規定することができない。

（電子証明書の再発行を希望しない場合は800円のみ）

エ 市税条例の一部改正について（市民税課）

- ・各種手続における個人番号及び法人番号の記載の追加等（平成28年1月1日施行）

改正内容の一例

改 正	現 行
<p>（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）</p> <p>第90条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、<u>住所及び個人番号</u>（個人番号を有しない者にあつては、<u>氏名及び住所</u>）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p>	<p>（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）</p> <p>第90条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名<u>及び住所</u>並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p>

## (2) 特定個人情報の保護について

### ア 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針について

## 石巻市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（案）

### 1 特定個人情報等の保護に関する考え方

石巻市では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置を定めていることから、「石巻市情報セキュリティポリシー」（平成17年訓令第23号）の見直し等により管理体制及び取扱規程を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

### 2 特定個人情報等の保護方針

個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

#### ① 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等<sup>(注)</sup>を遵守する。

(注) 法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・石巻市個人情報保護条例
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日付け総管情第84号総務省行政管理局長通知）

#### ② 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

#### ③ 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

#### ④ 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき石巻市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

#### ⑤ 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する管理体制及び取扱規程等を継続的に見直し、その改善に努める。

※特定個人情報保護委員会提供資料を参考に作成

(3) 通知カードの送付について

平成27年10月以降、国民一人一人の住民票の住所へマイナンバー（個人番号）が、「通知カード」により通知されます。

○通知カード・個人番号カード交付申請書（兼電子証明書発行申請書）※総務省提供資料

通知カード

個人番号カード交付申請書

通知カード

個人番号 0123 4567 8901  
氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地1-1-1

平成5年3月31日 生 性別 女  
発行日 平成27年10月00日 △△市長 A123456789

個人番号カード交付申請書  
電子証明書発行申請書

△△市長宛  
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子  
氏名

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地1-1-1

生年月日\* 平成5年3月31日 性別\* 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住民の区分

在留期間等満了日の有無 在留期間等満了日

右欄の点字表記を希望する  バンゴワ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。  
左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

視覚障がい者用  
音声コード 10000019 01/01  
3190110000019#

(表)

● 送付で印刷された部以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした場合は、法律により罰せられます。

● この通知カードを拾得された方は、お手動ですが下記連絡先までご連絡ください。  
(連絡先)個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578

● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は市町村に届出しなければなりません。

※切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

マイナンバー

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ  
(縦 4.5cm × 横 3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には強制発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバー(株)へのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。  
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が制限される場合があります。

ふりがな	本人との関係
代理人氏名 (自署) 印	
代理人住所	(電話番号)

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

● 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。

● 表面の記載事項のうち、\*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要なとなりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

(裏)

【課題】

「通知カード」は、10月5日以降に住民票の住所に転送不要の簡易書留で送付されるが、

- ・東日本大震災の被災者
- ・DV・ストーカ行行為等、児童虐待等の被害者の方で、住民票を残して、別の場所にお住まいの方
- ・医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、入院・入所中は住所地に誰も居住していない方などは、住民票の住所では通知カードを受け取ることができなかつたり、住民票の住所に送付された通知カードをDV等の加害者が取得してしまうことが想定されます。

※住民票上の住所と実際の居所が異なる場合、宛先不明として住民票上の市区町村役場に全て返戻されてしまう。

## 【対応策】 ※総務省通知の概要

原則として、10月5日（番号法施行日）までに、現在の住まい（居所）の市区町村に転入いただく。



実際には、やむを得ない理由により現在の住民票の住所で通知カードを受け取ることができない場合や、現在の住まい（居所）のある市区町村に転入できない場合も想定されるため、現在の住まい（居所）を登録すれば、そこに通知カードを送付することを可能とする。

### 現在の住まい（居所）の登録方法

現在の住まい（居所）に通知カードを送付するための居所の登録方法は以下のとおり。

#### ○対象者

- ・ 東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している方
- ・ DV等被害者で、住所地以外の場所へ移動している方
- ・ 医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、住所地に誰も居住していない方
- ・ 上記以外で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方

#### ○登録方法

「通知カードの送付先に係る居所登録申請書」を入手し、氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入（申請書は、市区町村、個人番号カード総合サイト、相談機関などで入手可能）

平成27年8月24日から9月25日までの間（必着）に、申請書を住民票のある市区町村に郵送（住民票のある市区町村の窓口での登録も可能）

#### ○書類添付

- ・ 申請者の本人確認書類のコピー
- ・ 居所に居住することを証する書類（ダイレクトメール、公共料金の明細書等）のコピー
- ・ 代理人の代理権を証明する書類のコピー（代理人が申請する場合）
- ・ 代理人の本人確認書類のコピー（代理人が申請する場合）

### 【例外措置】

住所地市町村が下記により送付先を確認することもできる。

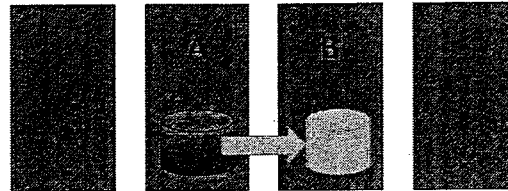
- ・ 住所地市区町村が保有する避難先情報（仮設住宅等）
- ・ 住所地市区町村が保有する入院・入所先情報（老人ホーム、グループホーム等）
- ・ 住所地市区町村がDV等支援対象者に連絡 等

(4) 個人番号利活用条例の制定について  
 ア 庁内同一機関との情報連携について

※全国地域情報化推進協会（APPLIC）提供資料

特定個人情報の庁内連携には条例が必要とされている  
 （事務範囲を超える利用のため）

A事務のための特定個人情報ファイルの内容を  
 B事務に渡すと利用範囲を超える



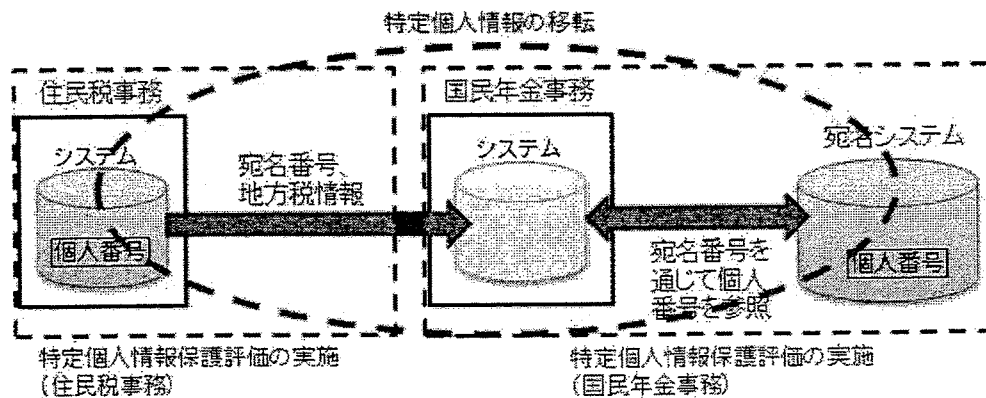
別表第一事務



庁内の情報連携を整理する必要あり  
 特定個人情報の流れを洗い出す

【参考】特定個人情報の庁内連携に係る条例制定は難しい

「個人番号」を含まない情報の庁内連携であっても特定個人情報の連携にあたる場合があるため、特定個人情報の連携を洗い出すことは難しい



上の例では、国民年金側で宛名システムと突合することで個人番号と紐づけることが可能であることから特定個人情報の連携にあるとされています。

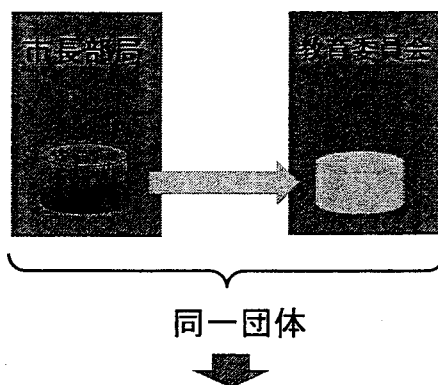
連携するデータの内容を見ただけでは特定個人情報の連携か判定できない

## イ 庁内他機関との情報連携について

※全国地域情報化推進協会（APPLIC）提供資料

特定個人情報の提供は「機関」単位。  
同じ地方公共団体でも別機関だと提供になる。

例えば市長部局から教育委員会への情報連携は  
「特定個人情報の提供」になる



「特定個人情報の提供」だから原則は情報提供ネットワーク経由  
とはいえ、同一団体内ではあまりに非効率  
そこで、条例を作れば直接連携可能にできる

市が行う個人番号利用事務(法定事務)

No.	事務の概要			同一機関内から連携を受ける事務の具体的内容			
	法別表第1	法令名	利用事務の概要	条項(号)名	利用事務	利用する特定個人情報	
1	8	障害福祉課	児童福祉法	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	第21条の5の3等	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
					第21条の5の28	肢体不自由児通所医療費の支給	医療保険給付関係情報
					第21条の6	障害福祉サービスの提供に関する事務	生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
					第21条の5の12	高額障害児通所給付費の支給	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
					第56条	負担能力の設定及び費用の徴収	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報 障害者関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
					児童福祉法第21条の5の3等	障害児通所給付決定の変更	住民票関係情報 地方税関係情報
以下利用事務の概要のみ抜粋							
2	9	市民相談センター	児童福祉法	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務			
3	10	健康推進課	予防接種法	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務			
4	11	障害福祉課	身体障害者福祉法	身体障害者手帳の交付に関する事務			
5	12	障害福祉課	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所措置又は費用の徴収に関する事務			
6	14	障害福祉課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの			
7	15	保護課	生活保護法	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務			
8	16	市民税課等	地方税法	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務			
9	19	住宅管理課	公営住宅法	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務			
10	27	教育総務課	学校保健安全法	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務			
11	30	保険年金課	国民健康保険法	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務			
12	31	保険年金課	国民年金法	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収等に関する事務			
13	34	障害福祉課	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務			
14	35	住宅管理課	住宅地区改良法	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務			
15	36の2	危機対策課	災害対策基本法	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務			
16	37	子育て支援課	児童扶養手当法	児童扶養手当の支給に関する事務			
17	41	福祉総務課	老人福祉法	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務			
18	44	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務			
19	45	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務			
20	47	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務			
21	49	健康推進課	母子保健法	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務			
22	56	子育て支援課人専課	児童手当法	児童手当又は特例給付の支給に関する事務			
23	59	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務			
24	63	保護課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務			
25	68	介護保険課	介護保険法	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務			
26	76	保険年金課健康推進課	健康増進法	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務			
27	84	障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの			
28	94	子育て支援課	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務			

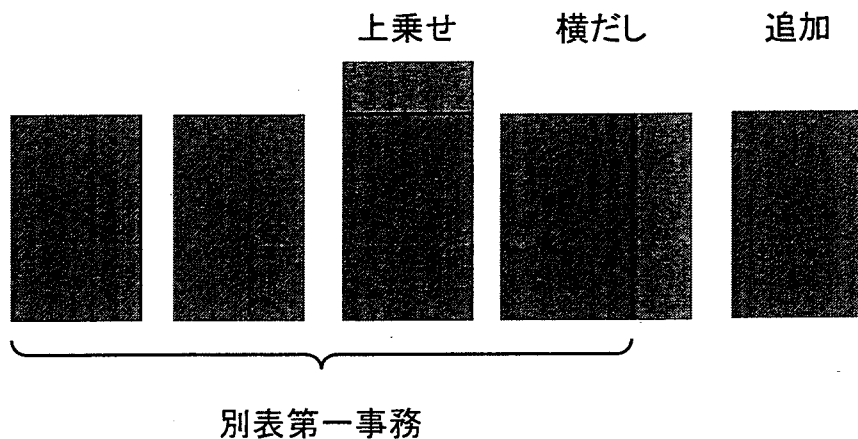


(5) 独自利用事務（条例・規則・要綱）について

※全国地域情報化推進協会（APPLIC）提供資料

番号制度では個人番号の利用は事務単位に許されている。  
（別表第一事務）

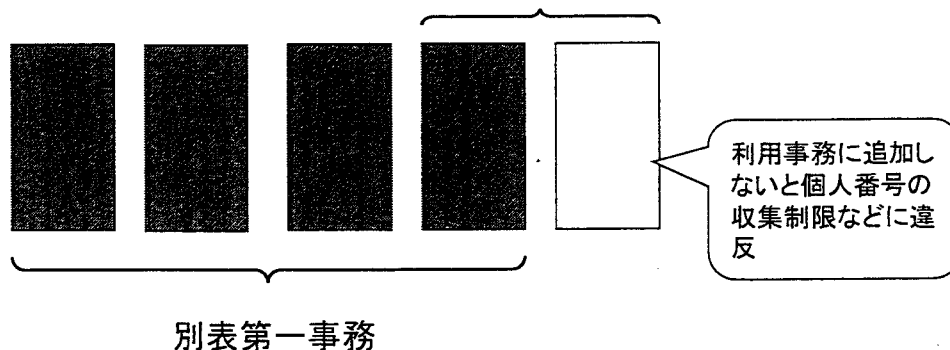
その事務を超えて個人番号を利用したい場合は条例を作る必要あり  
（いわゆる、上乘せ、横だし、追加）



② 番号法第9条第2項に基づく独自利用事務、特定個人情報の庁内連携

積極的に個人番号を利用する独自事務を作らなくとも、  
現状の事務を維持するためには条例が必要な場合も

例：申請書が一体不可分な手続き



現状の事務（主に窓口事務）の整理が必要  
住民を中心に外部との情報のやり取りを洗い出す

## (7) 石巻市における社会保障・税番号制度行動計画の一部変更について

### 6 行動計画

- (2) 個人情報保護対策 (略)
- ア 特定個人情報保護評価の実施 (略)
- イ 個人情報保護条例の改正等 (略)

#### 【追加】

#### ウ 特定個人情報の安全管理に関する基本方針、管理規程の策定

番号法は、個人情報保護法に定める措置の特例として特定個人情報等の利用範囲を限定するなど、厳格な保護措置を定めていることから、安全管理に関する基本方針及び管理規程を整備し、職員等に遵守させることにより適正な特定個人情報等の取り扱いに努めます。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
1 基本方針		H27.8 策定	見直し	
2 管理規程		H27.9 策定		

【変更前】

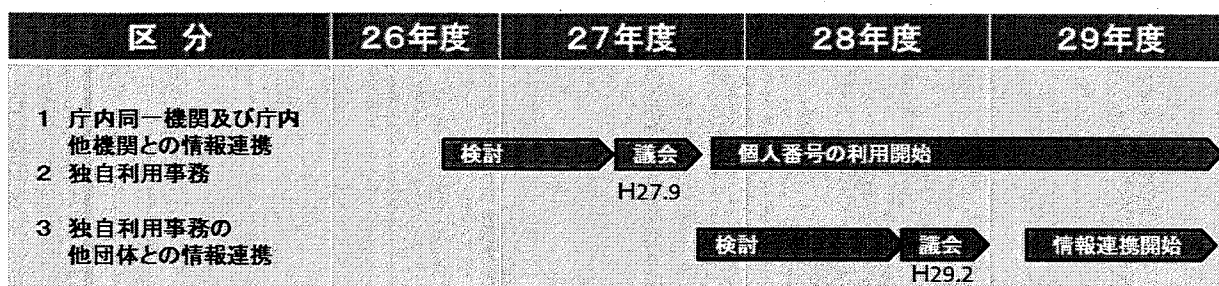
(5) 条例による庁内同一機関及び庁内他機関との情報連携

番号法別表第1に掲げられている事務については、条例に定めることにより、事務の処理に必要な限度で、庁内部局間での特定個人情報の授受や教育委員会などの庁内他機関への特定個人情報の提供を行うことができることから、対象事務を洗出し、平成27年9月議会への条例案の提案に向けて取り組みます。

(6) 条例による個人番号の独自利用

個人番号は、番号法別表第1に掲げられていない事務についても社会保障、地方税、防災に関する事務とその他これらに類する事務であれば条例化により独自に利用することが認められていることから、市民サービスの向上や事務手続の簡素化が図られる事務を洗出し、条例を定めて独自利用を行います。

平成28年1月から利用を開始する庁内の独自利用事務については、平成27年9月議会への条例案の提案に向けて、また、平成29年7月から連携が開始される独自利用事務の他団体との情報連携については、特定個人情報保護委員会規則に定められる対象事務の範囲において、平成29年2月議会への条例案の提案に向けて取り組みます。



【変更後】

(5) 条例による庁内同一機関及び庁内他機関との情報連携

番号法別表第1に掲げられている事務については、条例に定めることにより、事務の処理に必要な限度で、庁内部局間での特定個人情報の授受や教育委員会などの庁内他機関への特定個人情報の提供を行うことができることから、対象事務を洗出し、平成27年12月議会への条例案の提案に向けて取り組みます。

(6) 条例による個人番号の独自利用

個人番号は、番号法別表第1に掲げられていない事務についても社会保障、地方税、防災に関する事務とその他これらに類する事務であれば条例化により独自に利用することが認められていることから、市民サービスの向上や事務手続の簡素化が図られる事務を洗出し、条例を定めて独自利用を行います。

平成29年7月から連携が開始される他団体との情報連携に合わせ、特定個人情報保護委員会規則に定められる範囲において、議会への条例案の提案に向けて取り組みます。

